

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

「経営理念」と「事業精神」のもと、公正な事業活動を通して社会に貢献していくことを不変の基本方針とし、社会の信頼と共感を得るための原則として「企業行動憲章」を制定しております。

これらの共通認識のもと、経営の健全性を確保する意思決定や業務執行における適法性・妥当性・効率性を確保する体制を確立し、これらを監視・是正していくシステムをさらに強化し、企業価値の向上に努めてまいります。

社会における企業活動の使命を認識し、地球環境保全と事業活動における環境負荷の低減に向け継続した取組を行う等、社会の持続可能な発展に貢献してまいります。

【経営理念】

テクノアソシエグループはエンジニアリング・カンパニーとして

1. 「お客様第一」を旨とし、お客様のご要望に応えるサービスを提供できるようベストを尽くします。
…常に地域と現場に密着し「環境」と「安全」に配慮した製品・品質をお届けします。
2. お客様、仕入先様、従業員の満足度向上に努め、株主価値の拡大を図ります。
3. 社会的責任と高い企業倫理を堅持し、グローバル化を進め、企業の持続的成長を目指します。
4. 生き生きとした企業風土を育み、より良い社会、環境作りに貢献します。
…自己実現を可能にし、皆様から信頼される企業を目指します。

【事業精神】

「心と心の絆」

独創的な提案をし続ける 創造の心
お客様のお役に立つ 奉仕の心
支えて頂いている皆様への 感謝の心

【企業行動憲章】

1. 優れた製品・サービスの提供
社会的に有用かつ安全で品質、コスト等あらゆる面でお客様に満足して頂ける優れた製品・サービスを提供します。
2. オリジナリティのある新事業・新製品の開発
テクノロジーを熟知して、お客様のニーズを把握し独創性を提案し、オリジナリティがあり、かつ収益力に優れた新事業、新製品の開発に努めます。
3. グローバルな事業展開とグループ全体の成長・発展
常にグローバルな視野で事業を行い、国内外のネットワークを活かしてグループ全体の絶えざる成長・発展を図ります。
4. 地球環境への配慮
地球環境保全について自主的、積極的に行動し、持続可能な社会の発展に貢献します。
5. 法令の遵守
国内外の法令、規則を厳守し、正々堂々と行動します。
6. 公正、適正な企業活動
公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行います。
7. 社会の一員としての自覚ある行動
より良い社会の実現に向けて、社会の一員としての自覚をもって行動するとともに、広く社会に貢献します。
社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。
8. 国際社会との協調
それぞれの国・地域の文化・慣習を尊重し、経済・社会の発展に貢献します。
9. 働きやすい職場環境の構築と人材の育成
人権を守り、安全第一を基本に健康で活力のある職場環境を構築します。
従業員の人格と個性を尊重し、自己実現に資するキャリア形成や能力開発を支援します。
10. 適切な情報開示とコミュニケーションの促進
株主はもとより、各ステークホルダーに対して企業情報を適切に開示します。
広報、広聴活動等を通じて、社会とのコミュニケーションの促進に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

原則1-2-4(議決権電子行使や招集通知の英訳)

議決権の電子行使は既に実施しておりますが、議決権行使プラットフォームへの参加や招集通知の英訳については現在実施しておりません。外国株主様の比率増大や具体的なご要望とあわせ、世間動向も踏まえながら、検討していきたいと考えております。

原則4-2[取締役会の役割・責務(2)]

当社は、経営上重要な案件については経営執行役員会において十分な議論を行い、これに対して取締役会は経営陣幹部の迅速・果敢な意思

決定を支援し、積極的な事業展開を促しております。

経営陣の報酬については基本報酬および業績連動報酬によって構成されており、持続的な成長に向けたインセンティブ付けについては今後も総合的に検討してまいります。

原則4 - 2 - 1(インセンティブ報酬)

経営陣の報酬は、基本報酬および業績連動報酬によって構成されております。なお、持続的な成長に向けたインセンティブのひとつとして自社株報酬の導入を検討課題とさせていただきます。

原則4 - 8[独立社外取締役の有効な活用]

当社では、独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、独立社外取締役(1名)を選任しており、現体制においても問題なく運営されていると考えております。なお、独立社外取締役を1名に限定しようという考えではなく、積極的に選任にむけた活動を行ってまいりましたが、当社の独立社外取締役として適切な人材が確保できませんでしたので、独立社外取締役の拡充については引き続き検討課題とさせていただきます。

原則4 - 8 - 2(筆頭独立社外取締役の設置)

当社は、現状独立社外取締役が1名のため、筆頭独立社外取締役を選任しておりません。今後、独立社外取締役が複数名となった時点で検討いたします。

なお、独立社外取締役とは、経営陣(社内取締役・経営陣幹部)、監査役会との定期的な連絡会を設定しております。

原則4 - 10 - 1(独立社外取締役の関与・助言)

当社は、独立社外取締役を1名選任しております。取締役会の過半数に達しておりませんが、独立社外取締役より適切な関与および助言を得ております。なお、指名・報酬などの特に重要な事項に関しては、より一層、客観性と透明性を高めるための仕組みを今後とも検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1 - 4[政策保有株式に関する保有方針と議決権行使基準]

当社が保有する上場会社の株式は、企業間取引の強化を目的とするもので、純投資目的での株式保有はございません。企業間取引の強化を目的とする株式保有の場合であっても、経営会議、社内稟議、取締役会という機関決定を経て実施されています。

保有株式については、経済合理性や将来の見通しを検証し、売買を行っております。

また、各株式の議決権については、当社の企業価値向上に資することを前提として、保有先の経営状況等を勘案し、適切に行使します。

なお、株式の保有状況は有価証券報告書に記載されておりますので、ご確認ください。

原則1 - 7[関連当事者間の取引に関する手続きの枠組み]

会社と取締役との間で取引を行う場合は、取締役会にて承認が必要となります。また、当該取引を実施した場合には、その内容を取締役に報告しており、取締役会の監督等にて、会社・株主の方の利益が害されていないかチェック・監視しております。

原則3 - 1[情報開示の充実]

(1) 事業精神・経営理念等

当社は「経営理念」「事業精神」を制定しているほか、中長期経営ビジョン(Vision2020)を策定し当社HPに掲載しておりますので、ご参照ください。

当社HP URL

経営理念、事業精神: <http://www.technoassocie.co.jp/company/philosophy.html>

中長期経営ビジョン(Vision2020): <http://www.technoassocie.co.jp/ir/vision.html>

(2) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報はコーポレートガバナンス報告書及び当社HPにも掲載しておりますので、ご参照ください。

当社HP URL

コーポレート・ガバナンス: <http://www.technoassocie.co.jp/ir/governance.html>

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬決定については、株主総会で決定された報酬額の範囲内で、会社業績および個人業績を反映させ、世間水準との比較を行って、取締役会で決定することとしています。

(4) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

人格、経験・知識、業績、専門性等を総合的に判断して、社内外の取締役・監査役候補者の指名を行っております。なお、監査役候補者については、指名前に監査役会へ確認の上、同意を得るものとしています。

(5) 取締役・監査役候補の指名を行う際の選任・指名についての説明

株主総会招集通知において、取締役・監査役の選任議案上程の際に、個々の指名理由を開示しております。

原則4 - 1 - 1(取締役会の役割 取締役会から経営陣への委任範囲の概要)

当社では、取締役会規則において、取締役会で決議すべき事項を定めております。その内容については業務執行側から提案させて、取締役会の権限において決議しております。報告すべき事項についても定めており、それ以外については業務執行に委ねております。ただし、業務執行の監督を通じ、経営の適法性・効率性・透明性を確保しております。

原則4 - 9[独立社外取締役の独立性判断基準]

当社経営陣との間で利害関係を有しておらず、また一般株主、投資家の皆様の利益と相反しない社外役員の方を「社外役員の独立性」がある方としておりますが、当社独自に類型的除外対象者を設け、形式的に判断するといったことを行っておらず、法令上の要件に加え、各種ガイドライン、当該社外役員の人格、識見、専門能力、経歴等の諸般の事情を総合的に勘案して実質的に「独立性」の有無を判断しております。

原則4 - 11 - 1(取締役選任の方針・手続)

取締役会の多様性を積極的に確保すべく、その構成メンバーとして、経営、営業、財務、経理、法務等の様々な知識・経験、経歴を持つ候補者をバランスよく組み合わせしております。また規模については、定款上の12名以内という枠組みで妥当であると考えます。

原則4 - 11 - 2(取締役・監査役の兼務状況)

現在の社外取締役・監査役は、適正な範囲内の兼職状況であると判断しております。

なお、社内外の取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書において、開示しておりますのでご参照ください。

原則4 - 11 - 3(取締役会の実効性に関する分析・評価の概要)

当社は、取締役会の実効性評価につきまして、すべての取締役・監査役に対し匿名でのアンケート調査を実施し、取締役会においてその結果を踏まえた意見交換を行いました。その結果、特に「議案検討の時間に制約がある」という点について工夫が必要との共通認識がりましたが、全体として取締役の実効性は確保されているという結論にいたしました。

今後とも、取締役会の抱える問題点を把握し、さらなる機能向上のために改善をすすめてまいります。

原則4 - 14 - 2(取締役・監査役のトレーニング方針)

当社は、取締役・監査役に対し、その役割・責務に関する研修、リスク管理・コンプライアンス研修を実施しております。また、取締役会後に部門概況報告、経営課題報告を行い、社外取締役・社外監査役に対して当社および当社グループの理解を深める取り組みを実施しております。

原則5 - 1【株主との建設的対話の方針】

株主からの対話の申し込みには経営企画室(所管役員)が窓口となって対応しております。対話において把握した株主の意見・懸念は、経営陣幹部や取締役会にフィードバックし、経営に反映させています。IR関連情報についても、HP等を利用した積極的な開示を進めております。なお、インサイダー情報の管理については、「株式等の内部者取引に関する規程」に基づき、適正な情報管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友電気工業株式会社	6,760,126	33.74
テクノアソシエ共栄会	1,736,444	8.67
JP MORGAN CHASE BANK 380684	1,460,100	7.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	655,900	3.27
テクノアソシエ従業員持株会	440,142	2.20
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	364,300	1.82
株式会社UACJ	308,066	1.54
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	292,100	1.46
興津商事株式会社	291,300	1.45
日本トレクス株式会社	276,000	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他の関係会社である住友電気工業株式会社との間で、人事総務部、経理部、情報システム部等各部門において定期的な会合を開き情報交換をおこなっております。なお、意思決定につきましては、最終的に当社経営陣がその責任において決定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
津田 多聞	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 多聞		津田公認会計士事務所 代表 公認会計士 タツタ電線株式会社 社外取締役(監査等委員) 新田ゼラチン株式会社 社外監査役 ダイハツディーゼル株式会社 社外取締役	親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等でなく、公認会計士として企業会計に関し豊富な専門的知識・経験があることから、一般株主との利益相反のおそれのない高い独立性のある方であると判断したため、当社独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

期初に監査計画に関し協議を行い、期中には中間監査の実施状況及び期末監査の留意点につき報告をうけ、かつ意見を交換し、監査報告書作成段階では監査結果についての説明を受け、意見を交換しております。また、必要に応じて会合を開き、報告・意見交換を実施しております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

監査部が内部監査を実施し、内部監査計画や監査実施状況などについて、監査役と監査部の間で定期的に会合を開き意見交換を行っております。また、課題等についての改善に向けた提言やフォローアップを実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高坂 敬三	他の会社の出身者													
吉井 英雄	他の会社の出身者													
長谷川 和義	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高坂 敬三		色川法律事務所 弁護士 東洋アルミニウム株式会社 社外監査役 住友ゴム工業株式会社 社外取締役 積水化成工業株式会社 社外監査役	親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等でなく、企業経営の統治に関し豊富な専門的知識、経験のある弁護士であり、その職責ゆえ高い独立性を有し、一般株主との利益相反のおそれのない方であると判断したため、当社独立役員に指定いたしました。
吉井 英雄		公認会計士吉井英雄事務所 代表、公認会計士	親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等でなく、公認会計士として企業会計に関し豊富な専門的知識、経験があることから、一般株主との利益相反のおそれのない方であると判断したため、当社独立役員に指定いたしました。
長谷川 和義		住友電気工業株式会社 顧問	人格に優れ、経営、監査に関する知識・経験と独立性を有していると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

公正・中立な立場からの厳格な監査を行っていただいておりますほか、経営全般につき忌憚のない意見をいただくようお願いしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

経営陣の報酬については基本報酬および業績連動報酬によって構成されており、持続的な成長に向けたインセンティブ付けについては総合的に検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

役員報酬の内容(2016年4月1日～2017年3月31日)は、以下のとおりです。
取締役8名 163百万円(うち社外取締役 1名 5百万円)
監査役6名 44百万円(うち社外監査役 4名 12百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬はあらかじめ株主総会で決定された報酬の範囲内において、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。取締役報酬については、会社業績および個人業績を反映させ、世間水準との比較を行い決定しております。監査役報酬は、企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、固定報酬である月次報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [更新](#)

独立社外取締役とは、経営陣(社内取締役・経営陣幹部)、監査役会との間で定期的な連絡会を実施するほか、当社および当社グループの理解を深めるために取締役会後に部門概況報告、経営課題報告を開催し、社外取締役(社外監査役)との情報共有を図っております。

また、社外取締役・社外監査役に対する必要な情報の提供は、取締役会関係の事前説明を含み、社外取締役に対しては人事総務部が、社外監査役については監査役室が行っており、実際に支援事務局として機能しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、外部からの客観的・中立的な経営監視機能がコーポレート・ガバナンスにおいて重要であると考えており、監査役設置会社の体制を採用しております。

社外監査役は3名を選任しており、社外監査役の監査を通してより客観的な見地から経営監視が行われております。なお、社外取締役も1名を選任し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、重要な事業計画、営業方針に関する事項をはじめ、事業再編などの業務執行について審議・決定しています。

当社の経営・業務執行の意思決定におきましては、取締役会のほか経営執行役員会を通して、透明性・適法性等の監視機能を果たしており、取締役会の付議前及び重要案件がある場合には、取締役、執行役員と監査役が出席する経営執行役員会を開催し議論を行う等、審議の充実を

図っております。

なお、当社は業務執行の迅速化と機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長のもと、執行役員、各部門長が迅速に遂行しておりますが、併せて内部牽制機能を確立するため社内規程においてそれぞれの組織権限や実行責任者の明確化、適切な業務手続きを定めております。また、取締役会は毎月、経理部を所管する取締役から月次の売上・利益、財務状況等の報告を受けるほか、各取締役から所管部門の事業の状況につき報告を受け、経営目標の達成度及び業務執行の進捗について監督を行っております。

【監査役の機能強化に向けた取組状況】

監査役は、経営の透明性や客観性を高めるため、監査役の員数5名のうち3名を社外監査役とし、外部による監視機能を十分に働かせております。

監査につきましては、適法かつ適正な経営を確保するため、監査役監査、内部監査、会計監査人の監査を実施しております。各監査役は監査役会が定めた監査方針・計画・分担に従い、取締役会等重要な会議への出席、取締役、執行役員や内部監査部門等からの職務状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、主要な事業所等への往査などを実施するとともに、他の監査役から監査状況の報告を受け、また、代表取締役と定期的な意見交換を行い、会計監査人とは適宜情報交換等を行っております。

内部監査については、監査部が当社グループ会社を含めた事業所往査等の監査を通じて適正かつ効率的な業務執行のための改善提案を行っており、また監査役及び会計監査人とも適宜連携を取って監査を実施しております。

【社外取締役・監査役の独立性についての会社の考え方】

当社経営陣との間で利害関係を有しておらず、また一般株主、投資家の皆様の利益と相反しない社外役員の方を「社外役員の独立性」がある方としておりますが、当社独自に類型的除外対象者を設け、形式的に判断するといったことを行っておらず、法令上の要件に加え、各種ガイドライン、当該社外役員の人格、識見、専門能力、経歴等の諸般の事情を総合的に勘案して実質的に「独立性」の有無を判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の透明性や客観性を高めるため、監査役の員数5名のうち3名が社外監査役とし、外部による監視機能を十分に働かせております。また、監査役が取締役、執行役員や部門長からヒヤリングを行う機会を適宜確保し、監査が実効的に行われる体制の整備に努めております。

また、当社取締役会の討議は、監査役の同席・監視の下、ステークホルダーの皆様の関心事や企業社会全体を踏まえて経営的・客観的視点に立って活発に行われており、また外部専門機関の助言・確認等を通じて議題を作成、上程することも行っている等、当社は、常日頃、経営に対する監視機能の強化と経営の充実を念頭に、企業価値の向上に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年6月16日開催
電磁的方法による議決権の行使	平成19年6月開催の株主総会より議決権行使の電子化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算短信(期末、中間、四半期)、報告書、中間報告書、適時開示資料、招集通知	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部 専務取締役 伊藤准、人事総務部担当部長 渡辺俊裕	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」、「事業精神」、「企業行動憲章」において、各ステークホルダーに対する当社のあるべき姿を明示しており、研修等を通じてグループ各社を含め、その共有化に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は2003年から毎年「環境報告書」を発行しております。2007年から「CSR報告書」として、発行し、当社WEBサイトにおいても公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社会の信頼と共感を得るための原則である「企業行動憲章」第10条に、「適切な情報開示とコミュニケーションの促進」を明示し、研修等を通じてグループ各社を含め、その共有化、遵守に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部統制システムの構築に関する基本方針）は、下記の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の経営理念、事業精神、企業行動憲章の浸透に努めるほか、法令等の遵守は経営の最大の重要課題と認識しコンプライアンス・マニュアルを制定しその普及と浸透を図る。社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会がコンプライアンスを統轄し、グループ横断的なコンプライアンス・リスクの把握、分析及び評価を実施すると共に、全社員に対しては、社内研修やeラーニング等を通じその周知徹底を行う。

また、万が一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、所管部門の取締役からその内容・対処案を取締役会及び監査役会に報告する。

さらに、取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及びグループ会社に通報・相談窓口の設定を行い、適切な情報の把握・必要な対策等が取れるようにする。また、「内部通報制度規程」に規定しているとおり、当該通報・相談を行った者に対して、いかなる不利益な取扱いを行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録を作成し保存するとともに、社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、起案・決裁書等、取締役の職務の執行及び決裁に係る情報について記録し、適切に管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ横断的なリスクについては、社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会が中心となって、基本方針の制定やリスクを適切に管理する体制や体制を整える。

これらの活動は、リスク管理・コンプライアンス委員会及び各種委員会が、それぞれ定めるマニュアルやポリシーに従い、コンプライアンス・情報セキュリティ・自然災害等の危機管理について統括する。

監査役、監査部は、当社及びグループ会社のリスク管理状況のモニタリングを行う。

また、重大なリスクが顕在化し緊急の対応が必要な場合には、社長が対策本部の設置等を指示し、損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的且つ適正に行われるよう、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁権限規程」において担当部門、職務権限及び各組織の所管業務を定める。

定例の取締役会において、「取締役会規則」により定められた事項の決定や報告、並びに業務執行状況の確認を行うと共に、取締役会の機能充足と経営の効率化を図るため、社長を含む取締役、監査役、執行役員が出席する経営執行役員会を適時開催する等、機動的な意思決定が行える体制を整える。

経営計画のマネジメントについては、中長期経営ビジョン、毎年策定されるトップ方針と年度計画をベースに、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行う。また、経営目標の進捗トレースについては定期的な業績報告会を通じて行う。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に関する内部統制委員会を設置し、推進部門として業務統括部及び経理部、グローバル管理室を設け、それらの方針・指導・支援のもと、各部門・子会社において、金融商品取引法及び金融庁が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った、統制システムの構築および適切な運用を進める。また、監査部に内部統制グループを設け、財務報告の適正性を確保するための体制の一層の強化を図る。

内部統制委員会は、監査部、内部統制グループの監査報告に基づき事業年度毎にグループ全体の内部統制システムの有効性の評価を行い、その結果をもとに金融庁に提出する内部統制報告書を取りまとめ、取締役会の承認を得るものとする。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、「企業行動憲章」を制定し、事業運営上、尊重・遵守していくべき事項について社内研修・教育等を行い共有化に努める。

「決裁権限規程」等の関連規程に基づき、当社取締役会、経営執行役員会で報告・付議すべき決定事項・発生事実やリスク管理、コンプライアンス等に関する事項について、グループ会社を所管する部門を通じて報告や当社の事前承認等を義務付ける。また、当該所管部門がグループ会社と協力、協議、情報交換等を行うことを通じて、グループ会社における経営の効率化を図る。

業績評価及びリスク情報の有無を監査するため、経理部及び監査部で、グループ会社に定期的な往査を実施する。監査部は、監査において発見された事項について監査報告を行い、特に損失の危険やコンプライアンス等に関する重要事項については、取締役会に報告するとともに改善施策等について指導監督する。

業務の法令・定款等への適合性、コンプライアンス等に関しては、当社及びグループ会社の各部門の長が部門内の指導・管理を行い、その実態をリスク管理・コンプライアンス委員会に報告する。顕在化した事案に関してはリスク管理・コンプライアンス委員会が対策等を指示する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき部門として監査役室をおき、兼務の使用人を配置するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の使用人の人事異動、人事評価に際しては、あらかじめ監査役会に相談し意見をもとめるものとする。また、当該使用人は、監査役の指揮命令に従い職務を行うものとする。

9. 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、重要な各種会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人等にその説明を求めることとする。

当社及びグループ会社において、取締役及び使用人等は、以下に定める事項について速やかに監査役に対し報告する体制とする。

- (1) 会社の業績や信用に大きな影響を与えるもの、又はそのおそれのあるもの
- (2) 法令、定款、諸規程及び倫理規程に反する事項
- (3) その他監査役会が報告すべきものと定めた事項

10. 監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人等に対し、不利な取扱いを行わない。その旨を「内部通報制度規程」に規定する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が取締役及び使用人からヒアリングを行う機会を適宜確保するとともに、代表取締役と監査役との定期的な情報交換会を開催する。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため必要な予算を毎年度設定し、監査役がその職務の執行に関連して弁護士・公認会計士等の外部専門家を活用し、その費用の支払いを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章において明記している通り、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを基本方針としております。

また、人事総務部が関係行政機関等からの情報の収集に努め、社内関連部門と連携して反社会的勢力排除の体制を構築するとともに、反社会的勢力排除に関する事項を「コンプライアンス・マニュアル」に規定し、社内研修を実施する等、従業員に周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【会社情報の適時開示に係る社内体制について】

1. 適時開示の担当部署

当社の会社情報につきましては、人事総務部長が情報取扱責任者として一元的に管理しております。また、当社はステークホルダーの皆様に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、以下のとおり適時開示すべき情報を取扱います。

- ・情報の集約・管理は、情報取扱責任者とします。
- ・当社および国内外の関係会社において内部情報が発生した場合には、各主管部署の長(原則として、所管役員・執行役員・部長・関係会社社長)から情報取扱責任者に直ちに報告します。
- ・情報の重要性の判断・適時開示情報が否かの検討については、情報取扱責任者を中心に、人事総務部、経理部、財務部、経営企画室、当該情報の主管部署間で協議します。
- ・代表取締役社長の指名する役員の方針の下、決定事実、発生事実については人事総務部が、決算事実については経理部・財務部が、開示担当部門としてそれぞれ情報開示いたします。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

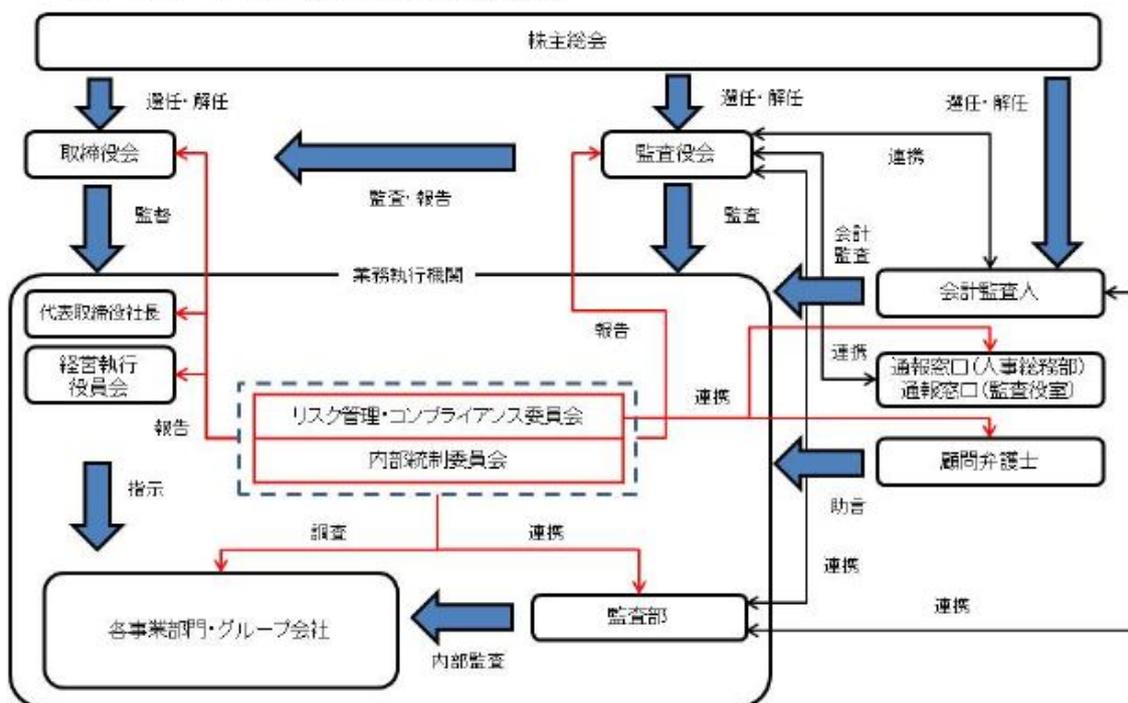
当社では取締役会で決議・報告される会社情報は当然のこととして、それ以外の会社情報につきましても各主管部署の所管役員が取締役会の議案として情報取扱責任者に連絡する体制をとっています。

また、取締役会のほかに原則として月2回経営執行役員会を開催しております。経営執行役員会は取締役会に付議する事項ならびに取締役会決定の基本方針に基づく業務執行の方針と計画および重要な業務の実施について協議決定いたします。経営執行役員会は社長以下、取締役、監査役、執行役員で構成し、幹事1名を置き幹事は経営企画室担当役員が行います。これらの過程を通じて、会社情報は情報取扱責任者にもれなく集約され一元管理されております。

3. 証券取引所への適時開示

決定事実および決算情報については、情報取扱責任者が代表取締役社長に報告したのち、取締役会承認後遅滞なく開示担当部門が適時開示を行います。発生事実については、発生後遅滞なく開示担当部門が適時開示を行います。

【コーポレート・ガバナンス体制: 模式図】



【適時開示体制の概要: 模式図】

